



5月 保健だより

令和4年5月2日
大府南中学校
保健室

新年度が始まり1か月が過ぎました。運動場からは、元気よくSFの練習をしている声が聞こえてきます。水分補給をこまめに行い、熱中症に注意して活動しましょう。



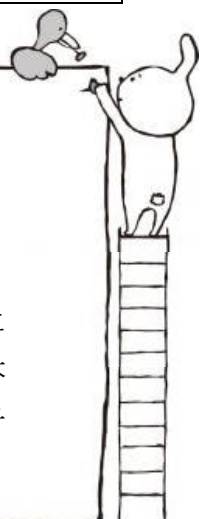
5月の健康診断

貧血検査	希望者	5/11 (水) 13:30~	<ul style="list-style-type: none"> 4月に希望調査を行いました。まだ提出していない人は、明日必ず担任の先生に提出しましょう。 当日は【名札】を忘れないようにしましょう。
内科検診	1年	5/27 (金) 13:30~	【当日の持ち物】 ジャージ・体操服 <ul style="list-style-type: none"> 内科検診は、心臓や肺、皮ふや背骨など、身体の様子を総合的に診てもらう検診です。聴診器で身体の中の小さな音を聴くため、検診中は静かにしましょう。
	2年	5/13 (金) 13:30~	
心電図	全学年	5/10 (火) 13:30~	【当日の持ち物】 ジャージ・体操服
尿検査	全員	容器配付: 5/6(金) 回収日: 5/9(月) ~11(水) 予備日:5/27(金)	<ul style="list-style-type: none"> 朝一番の中間尿(少し排尿した後の尿)をとってください。 せっかく採尿しても持ってくるのを忘れた場合はやり直しになります。忘れないようにしましょう。 各教室で回収です。登校したらすぐに提出してください。
歯科検診	1年	5/26 (木) 13:30~	<ul style="list-style-type: none"> 昨年度から引き続きで、感染症対策として流しでの密を避けるため、給食後はうがいのみとします。 矯正などで歯みがきをしたい人は、歯ブラシを持参してもよいです。周りとしやべらずに歯みがきをしましょう。
	2年	5/12 (木) 13:30~	

保護者のみなさまへ

●健康診断の当日に欠席をした場合について

本年度の健康診断は上記のように行っています。貧血検査や心電図検査等、検査当日に欠席をした場合、予備日を6/1(水)に設けていますが予備日にも受けられない場合は本年度の実施ができなくなります。当日はできるだけ欠席をしないで受けられるよう、お子さまの体調管理にご協力をお願いいたします。



学校でけが等をした場合の手続きについて

診察までの流れ

- ①学校管理下でけが等が発生。
- ②学校が以下の書類を発行します。



- ・医療等の状況
- ・調剤報酬明細書
- ・学校管理下でのけが等であることの証明書
- ・領収書貼付用紙

- ③医療機関等の窓口で、子ども医療費受給者証を使用せずに、以下のものを提示します。

- ・被保険者証（又は組合員証）
- ・学校管理下でのけが等であることの証明書

- ④診察後、自己負担分を支払い、領収書を受け取ってください。再診の際も同様の手続きとなります。

※下校中のけが等で、「学校管理下でのけが等であることの証明書」がない場合、「被保険者証（又は組合員証）」のみを提示し、自己負担分を支払って、領収書を受け取ってください。後日、けがをした旨を学校へ報告し、必要書類を受け取ってください。

請求の手続き



- ①医療機関等に「医療等の状況」、「調剤報酬明細書」の必要事項を記入してもらってください。

※子ども医療費受給者証を使用した場合は「医療等の状況」右下の記入欄の子ども医療助成に○を付け、自己負担額を「0円」とご記入ください。

- ②医療機関等で受け取った領収書を「領収書貼付用紙」に月ごとにまとめて貼付してください。

- ③「医療等の状況」「調剤報酬明細書」「領収書貼付用紙（領収証を貼付したもの）」を学校へ提出してください。

その他

- ※「学校管理下でのけが等であることの証明書」は、けが等が治癒した段階で、学校へ返却してください。
- ※同一のけが等が治癒するまでの保険診療分総額が5,000円未満（医療機関等の窓口で自己負担された額が1,499円以下）のときは災害共済給付制度の対象外になりますが、子ども医療費助成制度により払い戻しとなります。払い戻しの手続きは、大府市役所保険医療課福祉医療係の窓口でおこなってください。
- ※学校管理下でのけが等で子ども医療費受給者証を使用された場合は、療養に伴って要する費用（1割）のみを給付になります。その場合、「医療等の状況」右下のお願いの欄に子ども医療費受給者証を利用したことを必ず記入してください。母子家庭等医療費受給者、障がい者医療費受給者の方も同様です。
- ※学校へ請求手続きの書類を提出する際に領収書がない場合は、療養に伴って要する費用（1割）のみの給付になります。

けが等の発生



学校→保護者様

お渡しする書類

- ・医療等の状況
- ・調剤報酬明細書
- ・学校管理下でのけが等であることの証明書
- ・領収書貼付用紙



医療機関等に受診

- ・被保険者証(又は組合員証)
- ・学校管理下でのけが等であることの証明書を提示（子ども医療費受給者証は使用しない）
- ・自己負担分を支払い、領収書もらう
- ・「医療等の状況」「調剤報酬明細書」を記入してもらう



保護者様→学校

- ・医療機関等で受け取った領収書を「領収書貼付用紙」に月ごとにまとめて貼付
- ・医療機関が記入した「医療等の状況」「調剤報酬明細書」「領収書貼付用紙」を学校へ提出



学校→教育委員会→センター→保護者様

- 4割給付（指定の口座へ振り込み）
- ※子ども医療制度を利用した場合は1割給付